

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和7年9月16日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」を4事業変更する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 11 月 17 日

関西圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (9) 略

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項（第 13 条第 6 項の変更の認定を含む。）に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

- ① 令和 8 年 5 月 29 日までは、大阪府の別図 1 の地域。令和 8 年 5 月 30 日からは、大阪府の別図 2 の地域。

【国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を終了する地域については、別表の上欄に掲げる市町村に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域のとおりであり、令和 8 年 5 月 29 日限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第 13 条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

別表

市町村	岸和田市、池田市、泉大津市、守口市、茨木市、富田林市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、	河内長野市
-----	---	-------

	高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町及び千早赤阪村	
市町村のうちで国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を終了する地域	全ての地域	第一種住居地域

② 大阪市

令和8年5月29日までは、大阪市の別図3の地域

【令和8年5月29日限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第13条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

③ 八尾市

【令和7年●月●日（※）限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第13条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

※本区域計画変更の認定日

④ 寝屋川市

【令和7年●月●日（※）限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第13条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事

業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

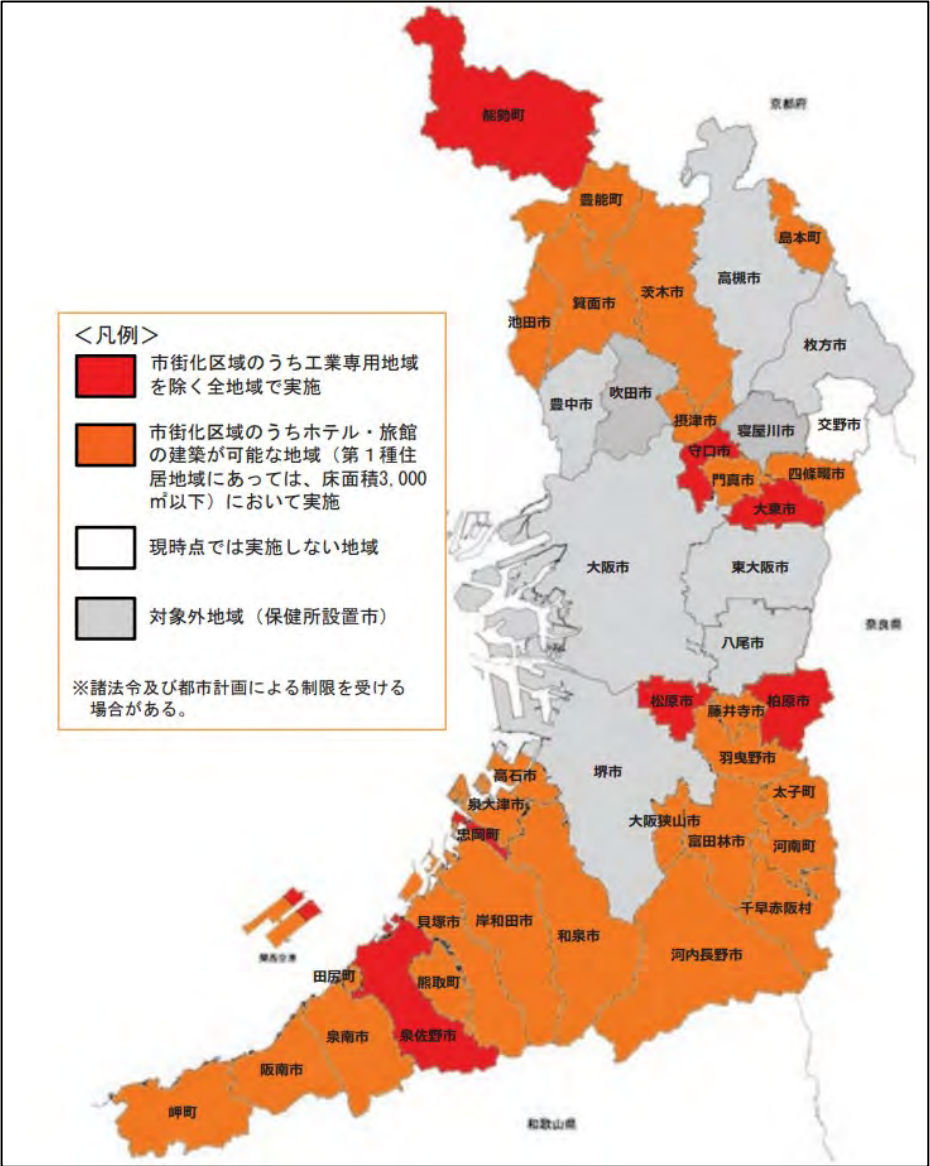
※本区域計画変更の認定日

以下 略

大阪府における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例)実施地域

別図1

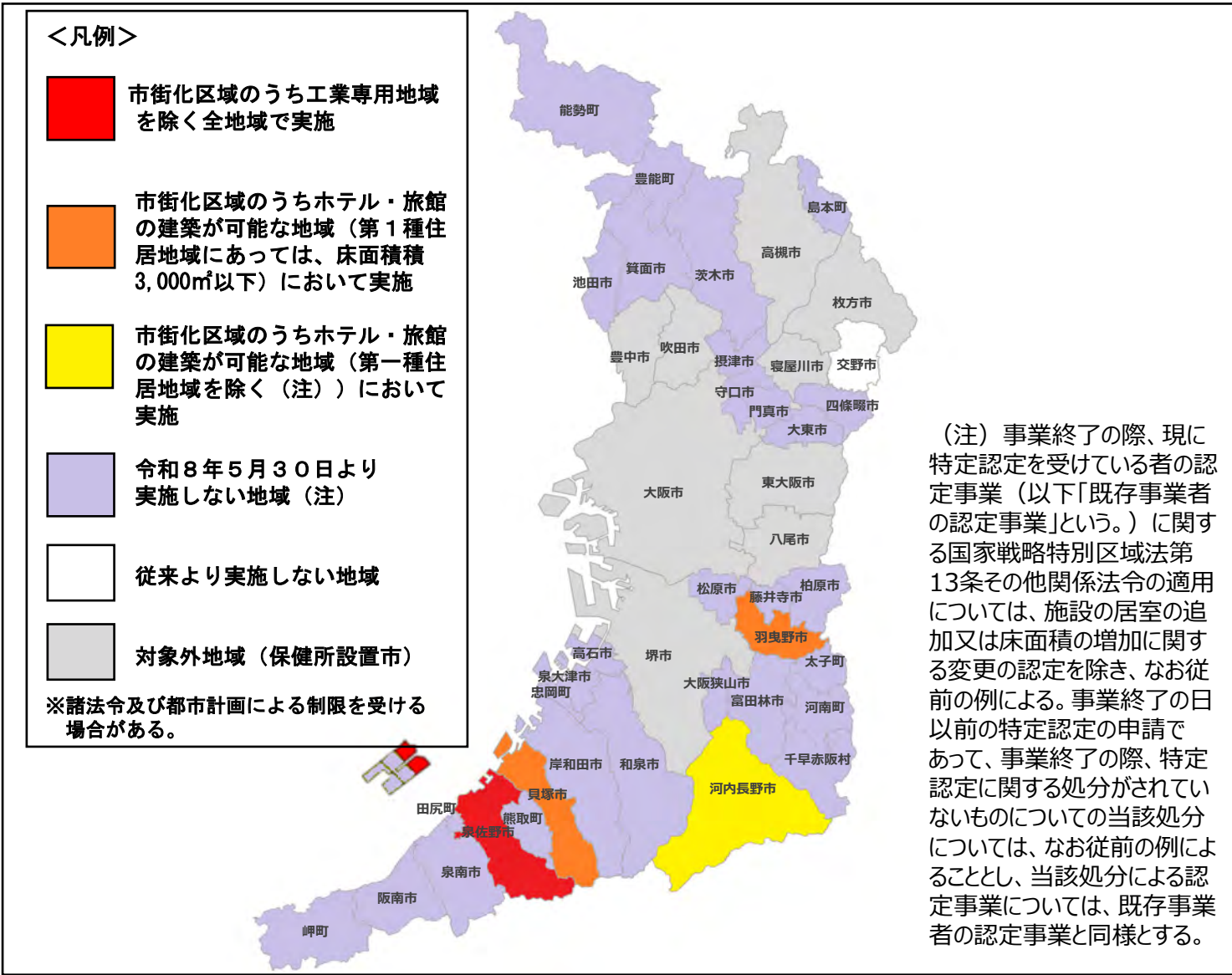
令和8年5月29日までの実施地域



大阪府における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例)実施地域

別図2

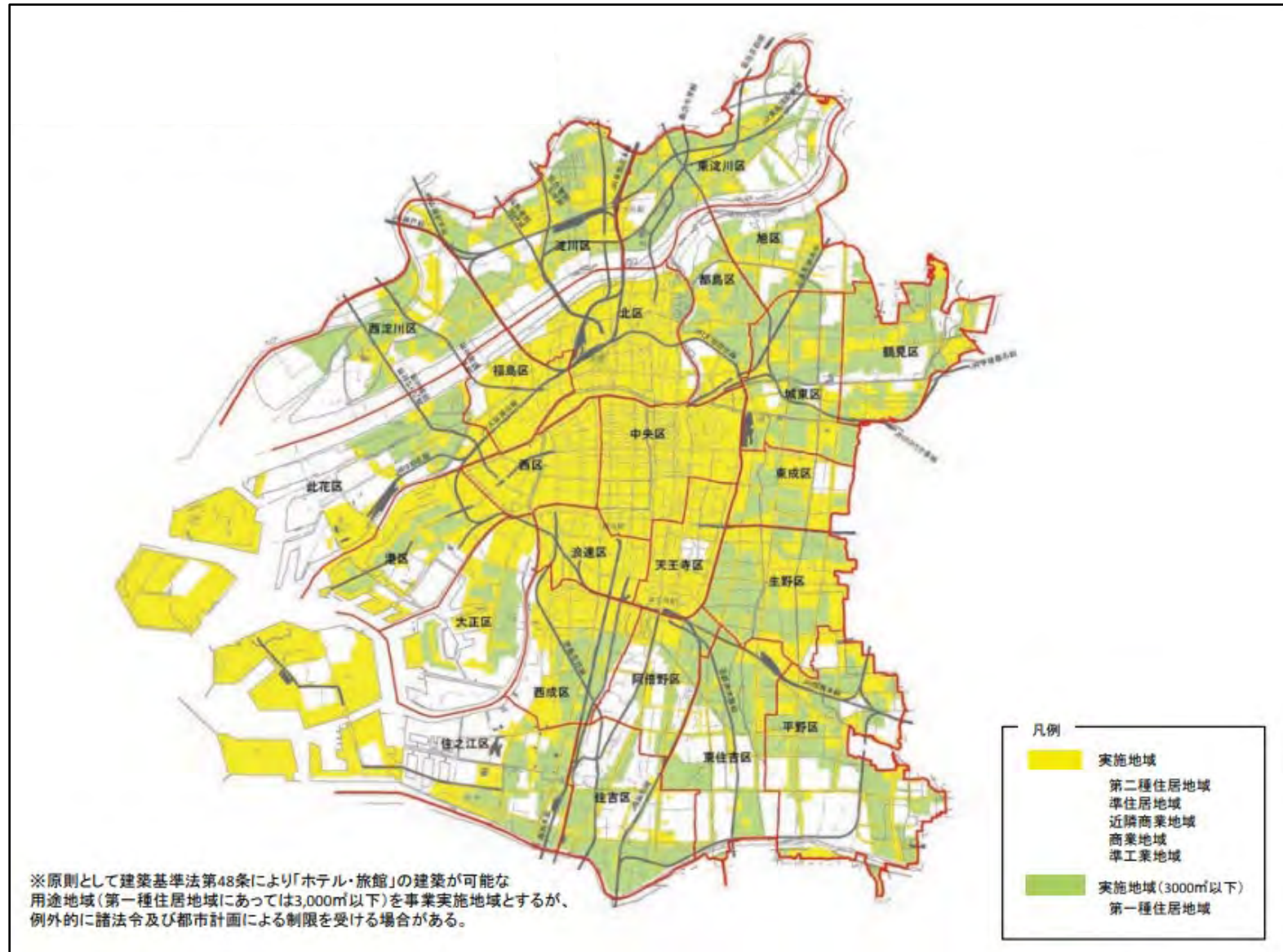
令和8年5月30日以降の実施地域



大阪市内における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例)実施地域

別図3

令和8年5月29日までの実施地域



新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略 (10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 内容：旅館業法の特例 (国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業) <u>国家戦略特別区域法第13条第1項(第13条第6項の変更の認定を含む。)</u> に規定する<u>特定認定</u>(以下「<u>特定認定</u>」という。)を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やM I C Eへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。 ① <u>令和8年5月29日までは、大阪府の別図1の地域。令和8年5月30日からは、大阪府の別図2の地域。</u> <u>【国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を終了する地域については、別表の上欄に掲げる市町村に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域のとおりで、令和8年5月29日限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業(以下「既存事業者の認定事業」という。)に関する国家戦略特別区域法第13条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例に</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略 (10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 内容：旅館業法の特例 (国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業) <u>国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定</u>を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やM I C Eへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。 ① <u>大阪府の別図1の区域</u> <u>【平成28年4月を目途に実施(池田市については同年5月より実施、松原市については直ちに実施)】</u> <u>(注) 柏原市の実施区域を市街化区域のうち「ホテル・旅館の建築が可能な地域」から「工業専用地域を除く全地域」に変更(直ちに実施)。</u>

よることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

別表

<u>市町村</u>	<u>岸和田市、池田市、泉大津市、守口市、茨木市、富田林市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町及び千早赤阪村</u>	<u>河内長野市</u>
<u>市町村のうちで国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を終了する地域</u>	<u>全ての地域</u>	<u>第一種住居地域</u>

② 大阪市

令和 8 年 5 月 29 日までは、大阪市の別図 3 の地域
【令和 8 年 5 月 29 日限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第 13 条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によるこ

② 大阪市の別図 2 の区域

【平成 28 年 10 月を目途に実施】

とし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

③ 八尾市

【令和7年●月●日（※）限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第13条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

※本区域計画変更の認定日

④ 寝屋川市

【令和7年●月●日（※）限り、事業終了する。事業終了の際、現に特定認定を受けている者の認定事業（以下「既存事業者の認定事業」という。）に関する国家戦略特別区域法第13条その他関係法令の適用については、施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更の認定を除き、なお従前の例による。事業終了の日以前の特定認定の申請であって、事業終了の際、特定認定に関する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとし、当該処分による認定事業については、既存事業者の認定事業と同様とする。】

※本区域計画変更の認定日

以下 略

③ 八尾市の別図3の区域

【平成30年4月中核市移行】

④ 寝屋川市の別図4の区域

【平成31年4月中核市移行】

以下 略